

令和8年度

城陽市カーボンニュートラル補助金について

（住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置事業）

FIT（FIP）制度以外

カーボンニュートラルの実現に向け、地球温暖化防止及び再生可能エネルギーの利用を促進するため、その取り組みを実践する市民に対し支援を行います。

★注意★

- ※ 受付は申請順で行います。
- ※ 予算の上限額に達した時点で受付終了となります。
- ※ 申請は、1回限りです。

申請する補助対象事業に係る補助金（城陽市カーボンニュートラル補助金（住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置事業）、城陽市住宅用蓄電池システム等設置補助金）を過去に受けたことのある方は再度受けられません。

- ※ 手引きには主な対象要件を記載しています。提出前に、申請書類チェックリストを用いて、申請内容等に不備がないか、書類一式が揃っているかをご確認ください。

【補助内容】

住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムを同時に設置し、かつ FIT（FIP）制度を利用しない運用を開始された市民に対し、設置費用の一部を補助します。

さらに、住宅用高効率給湯機器を同時に設置される場合は、補助金額の加算があります。

※ FIT 制度

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社（送配電事業者）が一定の固定価格で一定期間買い取ることを国が約束する「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のことです。

※ FIP 制度

再生可能エネルギーで発電した電気を市場価格で売電し、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度のことです。

※ 同時設置の考え方

原則として、導入に係る契約が同一のもの又は同一の建築工事中に行われた別契約であるものが同時設置に該当します。

＜本補助金に係る書類の提出及びお問い合わせ＞

城陽市役所 市民環境部 環境課 環境係
京都府城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地
電話：0774-56-4061

（開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（12 時から 13 時を除く））

【補助金交付の流れ】

<住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システム（と住宅用高効率給湯機器）の同時設置 >

■事前登録（任意）

<事前登録制度について>

事前登録制度は、仮受付（登録）を行い予算枠の確保を行ったうえで、対象設備の工事完成後に正式に補助金の交付申請を行う仕組みです。

※本制度の利用は任意です。

※本制度はあくまで申請に先立っての予約であり、補助金の交付を確約するものではありません。

※予算の上限額に達した時点で受付終了となります。

<手続の流れ>

事前登録申込

事前登録申込書に見積書の写しを添付の上、環境課窓口へ提出してください。

※事前登録申込前に既に契約されている場合においても、令和8年4月15日以降の契約日であれば申込可能です。ただし、未着工であることが必要です。

→ 環境課から送付する事前登録完了通知の受領



■工事開始 ※着工は事前登録完了通知日以降であること。



■工事完了

※工事完了には据付調整（建築現場において、据付作業をした建造物に対して、総仕上げとして行うチェック）を含みます。



■来庁予約

交付申請時の書類の確認に時間を要するため、事前に電話で来庁予約してください。

1時間～2時間程度時間を要する場合がございますので、前後の予定に余裕を持って来庁できる時間でご予約ください。

<連絡先>

城陽市役所 市民環境部 環境課 環境係 電話：0774-56-4061

（開庁日の8時30分から17時15分まで（12時から13時を除く））



■交付申請

交付申請書に必要書類を添付の上、環境課窓口へ提出してください。

※申請書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

（提出前に、申請書類チェックリストを用いて書類一式が揃っているかご確認ください。）



■審査



■交付決定通知

補助金の交付が適当と認められるときは、交付決定通知書を環境課から送付します。



■交付請求書の提出

交付決定通知書と同送の交付請求書の様式に必要事項をご記入の上、環境課窓口へ提出してください。

※交付請求書は交付決定通知書の通知の日から、14日以内に環境課窓口へ提出してください。



■補助金の振込

指定の口座へ補助金を振り込みます。（約1か月程度要します。）

【補助対象者】

- ◇ 城陽市内に住所を有する者
- ◇ 市税を滞納していない者（交付申請時に市税調査に同意をいただきます。）
- ◇ 市内に所有する一戸建て住宅への設置であること（所有し、居住する住宅であること）
- ◇ 補助対象設備を設置する住宅が専用住宅であること
- ◇ 過去に当該補助を受けていないこと（城陽市カーボンニュートラル補助金（住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置事業）、城陽市住宅用蓄電池システム等設置補助金）

【補助対象となる設備等の主な要件】

※詳細は、申請書類チェックリストと併せてご確認ください。

なお、この補助金は環境省の交付金と京都府の補助金を活用しているため、国・府の補助金交付要領に定められた補助要件を全て満たす必要があります。

※FIT（FIP）制度とは、一部補助要件が異なります。

<全体>

- ◇ 契約日、工事開始日のいずれも令和8年4月15日以降であること

<住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置>

◎住宅用太陽光発電システム

- ◇ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれも2kW以上であること
- ◇ 年間で発電する電力量の自家消費率が30%以上であること
- ◇ 建材一体型太陽光発電システム及びソーラーカーポートによる導入でないこと
- ◇ FIT（FIP）制度の認定を受けていないこと

◎住宅用蓄電池システム

- ◇ 家庭用蓄電池（蓄電容量が4,800Ah・セル相当のkWh未満）であること。
※12.5万円/kWh（工事費込・税抜）以下の蓄電池システムとなるよう努めてください。
※その他の対象要件の詳細については、申請書類チェックリスト及び誓約書の記載事項をご確認ください。

★注意★

以下の場合には補助対象となりません。

- ・既に太陽光発電システム又は住宅用蓄電池システムのいずれかの設備が設置されている住宅に、もう一方の設備のみを新たに設置する場合
※ただし、増設を伴うケースは補助対象となります。詳細については、事前に環境課までお問い合わせください。
- ・補助対象経費にHEMS等の補助対象外のものが含まれている場合

<住宅用高効率給湯機器の同時設置>

◎住宅用高効率給湯機器

- ◇ 住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池システムと同時に設置すること
- ◇ 従来の給湯機器等に対して二酸化炭素の排出量を30%以上削減することができるものであること
（※二酸化炭素の排出量を30%以上削減していることを確認するための計算にあたっては、「温室効果ガス削減効果計算表」をご活用ください。）

【補助対象経費】

住宅用太陽光発電システムと 住宅用蓄電池システム	「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和8年3月31日 環地域事発第2603313号改正）（別表1-4・対象経費）」の別表第1 （工事費・設備費）（※）に定める費用（ 税抜 ） （※）下記のホームページをご確認ください。 URL： https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/ （「脱炭素地域づくり支援サイト」環境省）
住宅用高効率給湯機器	

なお、次に掲げる経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ・ 公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等
- ・ 過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの
- ・ 既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用
- ・ 土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- ・ 本事業と直接関係のない工事に要した費用
- ・ 設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用
- ・ 経理処理上、補助金とすることが適さないもの

【補助額】

住宅用太陽光発電システムと 住宅用蓄電池システム	以下の①・②・③の合計額 <u>上限額41万円</u> （補助対象経費の2分の1以内） ①基本額1万円 ②住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の数値（1kW 当たりで表した値）×4万円 <u>（上限額16万円）</u> ③住宅用蓄電池システム 蓄電容量（1kWh 当たりで表した値）×4万円 <u>（上限額24万円）</u>
住宅用高効率給湯機器	補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て） <u>上限額：30万円</u>

【提出書類】

本事業に係る工事終了後に、以下の書類を環境課に提出してください。提出前に、申請書類チェックリストを用いて、申請内容等に不備がないか、書類一式が揃っているかをご確認ください。

<住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置>

- ☐ 城陽市カーボンニュートラル補助金交付申請書
- ☐ 当該設備の設置状況が確認できるカラー写真及び配置図
 - ※太陽光パネルの写真は、太陽光パネルの枚数が確認できるもの
 - 太陽光パネルの配置図は、公称最大出力の合計値及び太陽光パネルの枚数が確認できるもの
 - ※蓄電池の写真は、設置状況が確認できるもの（設置した設備本体の写真）及び型番及び容量が確認できるもの
 - 蓄電池の配置図は、設置場所を確認できるもの
- ☐ パワーコンディショナーの定格出力の合計値がわかる資料（カタログ等の写し）
- ☐ 小売電気事業者との電力受給契約の内容が確認できる書類又は系統連系の承諾の内容が記載された書類
 - ※自家消費100%の場合は、系統連系の承諾の内容が記載された書類（例：関西電力送配電からの通知「発電設備の当社電力系統への連系に対するご案内」）を添付してください。
 - ※小売電気事業者との電力受給契約を締結される場合は、小売電気事業者との電力受給契約の内容が確認できる書類を添付してください。
- ☐ 当該設備の購入及び設置に係る費用の内訳のわかる領収書及び明細書の写し
又は融資を受けたことを示す書類及び明細書の写し

※ローン契約又は割賦販売契約の場合は、対象設備の所有権が申請者に移転していることを確認できる書類（例：約款の写し、引渡書の写し等）を添付してください。

- ☐ 住宅用太陽光発電システムの工事請負契約書又は売買契約書
- ☐ 発電電力消費計画書

※住宅用太陽光発電システムにより発電する年間の再生可能エネルギー電気のうち30%以上を、当該住宅用太陽光発電システムを設置した住宅で消費する積算が記載された書類

- ☐ 年間発電量見込の算定根拠となる資料（発電電力消費計画書に添付）
- ☐ 過去1年間の電力使用量の算定根拠となる資料（発電電力消費計画書に添付）
- ☐ 誓約書
- ☐ 製造業者が発行した蓄電池の保証書の写し
- ☐ 蓄電池の容量がわかる資料（カタログ等の写し）

<住宅用高効率給湯機器の同時設置>

- ☐ 当該設備の設置状況が確認できるカラー写真及び配置図
 - ※ 設備の写真は設置状況が確認できるもの（設置した設備本体の写真）と、型番が確認できるもの
 - ※ 設備の配置図は、設置場所を確認できるもの
- ☐ 当該設備の購入及び設置に係る費用の内訳のわかる領収書及び明細書の写し又は融資を受けたことを示す書類及び明細書の写し
 - ※ローン契約又は割賦販売契約の場合は、対象設備の所有権が申請者に移転していることを確認できる資料（例：約款の写し、引渡書の写し等）を添付してください。
- ☐ 当該設備の仕様が確認できる資料（カタログ等の写し）
- ☐ 温室効果ガス削減効果計算表（住宅用高効率給湯機器を設置した場合に限る）
 - ※ 従来の給湯機器等に対して二酸化炭素の排出量を30%以上削減することができることを示す書類
- ☐ 従来の給湯機器等の仕様が確認できる資料（温室効果ガス削減効果計算表に添付）

【受付期間】

令和8年8月3日（月）～令和9年1月8日（金）

- ※ ただし、予算の上限額に達した時点で受付終了となります。
- ※ 事前登録制度の利用の有無に関わらず、受付期間は同じです。
受付期間を過ぎると、事前登録は無効になりますので、ご注意ください。

事業が1年以上で2年度に渡る場合の事業開始の承認申請

※FIT（FIP）制度の住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置のみの場合は対象外となります。

【事業開始承認申請】

住宅の新增築工事と補助対象設備の設置工事を一体として契約する場合に事業実施に必要な期間が1年以上必要などの理由により、2年度に渡って事業を実施する際は、初年度の事業着手（補助対象設備の設置に係る契約又は工事開始のいずれか早い方）前に事業開始承認申請が必要です。

※補助対象設備に係る契約から工事完了又は代金支払のどちらか遅い方までの期間が1年以上ある場合を指します。

【事業開始承認申請書の受付期間】

令和8年8月3日（月）～令和8年11月30日（月）

【提出書類】

以下の書類を環境課に提出してください。

- ☐ 城陽市カーボンニュートラル補助金事業開始承認申請書
- ☐ 補助対象事業の概要を確認できる書類（見積書の写し、工程表等）
- ☐ 事業開始承認申請制度に係る説明事項確認書

【事業着手】

事業開始承認の通知を受けた後、事業に着手してください。事業開始承認前に事業着手した場合は補助対象外となります。契約後、補助対象設備に係る設置工事については、令和8年度、令和9年度を問わず実施していただいて差し支えありません。

ただし、承認日の翌年度の4月1日から市長が別に定める日（国の交付金交付決定があるまでの期間）については、既に事業開始承認を受けている2年度事業についても補助対象設備の設置工事を実施することができません。

※「事業着手」とは、補助対象設備の設置に係る契約又は工事開始のいずれか早い方を指します。新築住宅等、補助対象設備に係る契約内容が建物本体の契約に含まれる場合は、建物本体の契約日が事業着手日となります。

【承認内容に変更が生じた場合の申請方法】

以下の書類を環境課に提出してください。

- ☐ 城陽市カーボンニュートラル補助金事業開始変更承認申請書
- ☐ 変更内容を確認できる書類（見積書の写し、工程表等）

【事業完了及び交付申請】

- ☐ 承認日の翌年度の市長が別に定める日（国の交付金交付決定日以降）かつ令和9年度の受付期間内に必ず事業完了及び交付申請を行ってください。

※設置完了には据付調整（建築現場において、据付作業をした建造物に対して、総仕上げとして行うチェック）を含みます。

【注意事項】

①承認日と同じ年度内に事業を完了した場合は、承認を取消します。

※令和8年度中に事業を完了した場合は、単年度での事業実施となるため、事業開始承認の対象となりませんのでご注意ください。（※通常の申請は可能ですが、新たな受付の扱いとなります。）

②翌年度の国、府、市の予算措置が前提となりますので、事業開始承認を以って補助金の交付を確約するものではないことをご了承ください。